

民法（総・物） 第9回 P156～P169



動産物権変動 P156～P165

《動産物権変動の対抗要件》

前回の講義でも説明したように、物権変動は意思表示のみによってその効力を生ずる。

しかし、物権変動において権利を取得した者が当事者以外の第三者に自己の権利を主張（対抗）するためには、対抗要件が必要となる。不動産物権変動の対抗要件は登記であるが（177条）、動産物権変動の対抗要件は引渡し（占有の移転）である（178条）。

「引渡し」には次のような種類がある。

《引渡しの種類》

①現実の引渡し

実際に譲渡人から譲受人に物を渡す場合

②簡易の引渡し

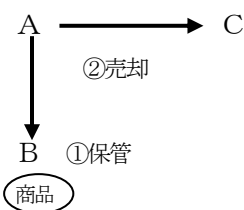
（例）貸貸人Aが、賃借人Bに貸している時計を売った場合

③占有改定

（例）AはBに冷蔵庫を売ったが、Aがそのまま冷蔵庫をBのために保有する場合

④指図による占有移転

（例）AがBに預けている商品をCに譲渡した場合



AはBに対して以後Cのために占有しると命じる
（①AのBに対する指図と②Cの承諾が必要）

※Cの承諾が必要だが、Bの承諾は不要

《即時取得》

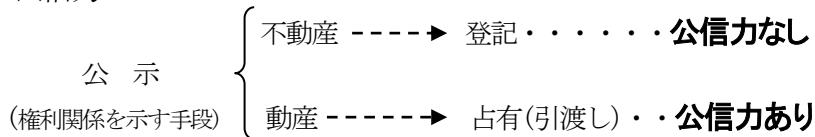
1. 即時取得制度とは

例えば、BはAから借りている写真集を自分のものと偽りCに売却した。Cは、Bが写真集を所持しているのでBの所有物と信用して買い受けた。この場合、原則論で考えれば、Bは写真集の所有者ではないので、これをCに売却する権限はなく、写真集を譲り受けたCは所有権を取得できない。

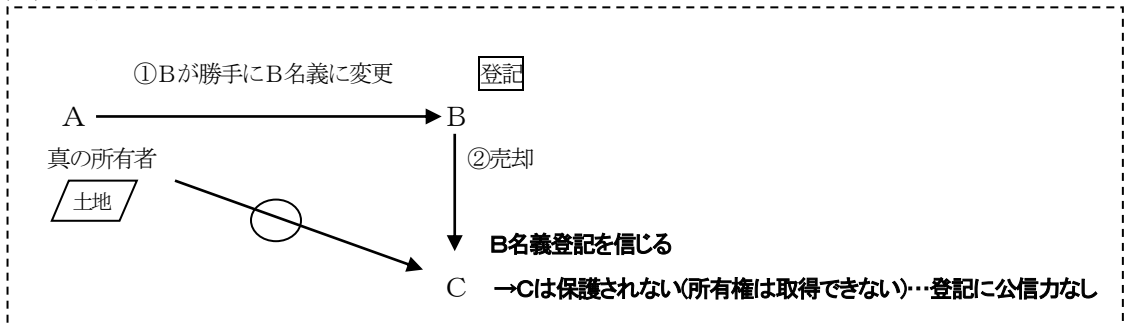
しかし、民法192条は、このような場合に、Cが写真集の所有権を有効に取得することとする。これが即時取得である。

すなわち、所有者でない者（無権利者）から動産の所有権を譲り受けた場合でも、譲渡人が所有者であると信頼した場合には、譲受人は有効に所有権を取得する。これは動産の物権変動に公信力がある（公信の原則が適用される）ことを意味する。

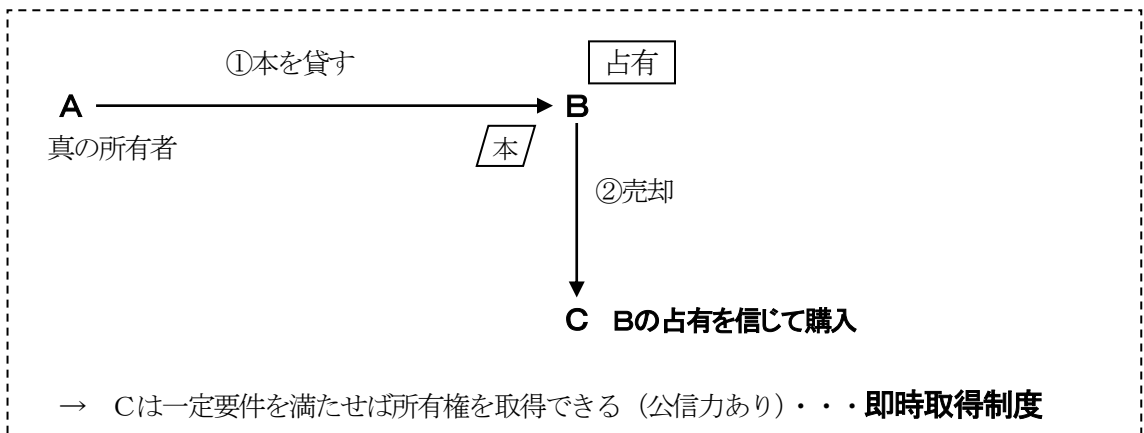
2. 公信力



(1) 不動産



2) 動産



3. 即時取得の成立要件

(1) 目的物が動産である

- ※動産でも登録制度があり現に登録されている動産は対象外（登録済の車・飛行機・船など）
- ※金銭についても即時取得対象外

(2) 有効な取引行為により取得したこと（例えば売買や贈与により取得）

- ※相続や拾得によって取得した場合は即時取得できない

(3) 前主(売主・譲渡人)が無権利者(処分権限がない)であること

- ①制限行為能力者からの取得
 - ②無権代理人からの取得
 - ③譲渡人が錯誤、強迫に陥り譲渡した場合
- } → 即時取得の適用はない

※上記①～③の者から譲受けた者からさらに譲受けた者（転得者）に対しては即時取得成立可

(4) 取得者が平穩・公然・善意無過失であること

(5) 目的物の占有を取得した(引渡しを受けた)こと

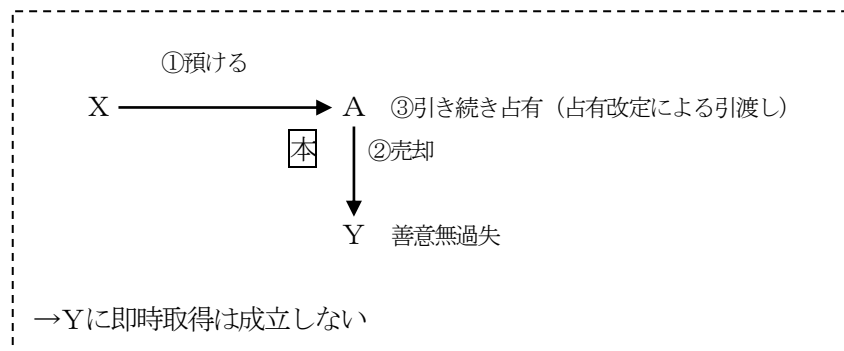
即時取得が成立するには、譲受人が動産の引渡しを受けたこと要する

◎成立要件である「引渡し」に占有改定が含まれるかが問題となる

⇒(判例) **占有改定による引渡しでは、即時取得は成立しない(否定説)**

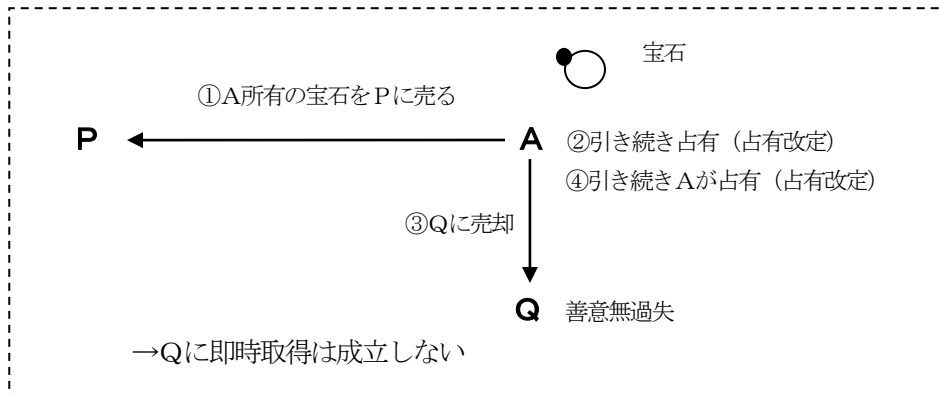
(事例1)

AはXからX所有の本を預かっていたが、Aはこれを自己の物と称してYに売却し、占有改定による引渡しをした場合、Yに即時取得成立するか。



(事例2)

Aは自己所有の宝石をPに売却し、引渡しを占有改定の方法で行ってそのまま占有を続けていた。しかし、Aは当該宝石をQにも売却し、同様に占有改定によって引き渡し、そのまま占有を続けていた場合、Qに即時取得が成立するか。



※この事例は、P所有の宝石をQが即時取得できるかが問題となるのであり、Pに即時取得が成立するかは問題とならない

4. 即時取得の特則（目的物が盗品・遺失物であった場合）

(1) 意義

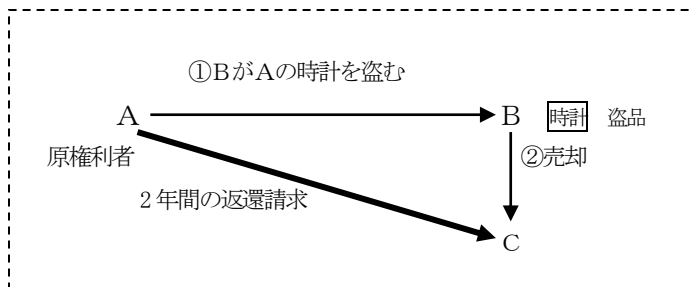
即時取得により所有権を取得した場合でも、盗品・遺失物のように目的物が原権利者の意思に反して占有を離れた場合、原権利者に2年間の回復請求権が認められている。

なお、詐欺、横領された物は、原権利者の意思に基づく占有の移転のため回復請求権は認められない。

〔原則〕 **2年間の無償返還**

〔例外〕 競売、公の市場、同種の物を販売する商人から買い受けたときは有償返還

例) A所有の時計をBが盗みBが当該時計をCに譲渡した場合、Cに即時取得が直ちに成立するわけではなく、原権利者であるAはCに対して当該時計の返還請求をすることができる。



占有権 I P166～P169

《占有権の意義・種類》

1. 意義

人が物を事実上占有(支配)している場合に、本権の有無にかかわらず認められる権利

2. 占有の種類

(1) 自主占有と他主占有

自主占有	所有の意思のある占有。時効取得の適用あり。	例) 買主、泥棒
他主占有	所有の意思のない占有。時効取得の適用なし。	例) 賃借人

(2) 権限に基づく占有と権限に基づかない占有

権限に基づく占有	占有するための何らかの本権に基づく占有。	例) 所有者、賃借人
権限に基づかない占有	占有するための何らかの本権に基づかない占有。	例) 泥棒

(3) 善意占有と悪意占有

善意占有	権限に基づかない占有のうち、自己に占有をするための何らかの正当な権限があると信じて占有を開始した占有。	例) 自己の所有物と勘違いして占有した者
悪意占有	権限に基づかない占有で、自己が占有するための何らかの正当な権限がないと知っているか、又はその疑いをもって開始した占有	例) 泥棒

①泥棒…自主占有、悪意占有 ②自己の物だと勘違いしてする占有…自主占有、善意占有

③家を賃借していると勘違いしてする占有…他主占有、善意占有

(4) 直接占有（自己占有）と間接占有（代理占有）

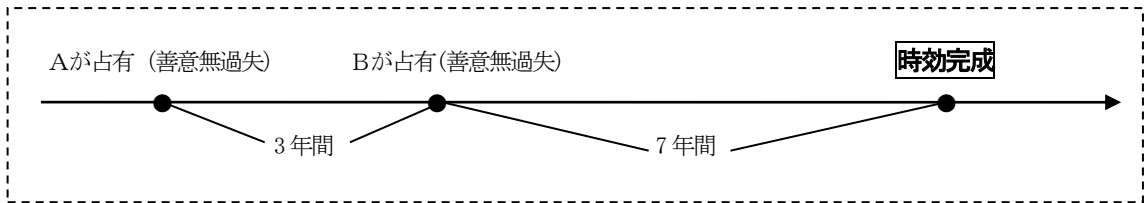
直接占有	占有者が直接的に物に対する事実的支配を及ぼしている占有	例) 賃借人
間接占有	占有者が他人(占有代理人)を用いて間接的に事実的支配を及ぼしている占有。	例) 賃貸人

《占有権の承継》

1. 占有の承継の内容

占有者は、自己の占有と前の占有者の占有を合わせて主張することができる。

例) X所有の甲土地をAは善意無過失で3年間占有した後にBに譲渡し、Bが善意無過失で7年間占有した。Bは甲土地の前占有者Aの占有期間3年を承継して、計10年間の占有を主張し時効取得することができる。



2. 悪意占有者からの承継

前主（前の占有者）の占有を合わせて主張する場合には、前主の占有の瑕疵（悪意占有であったこと、過失ある占有であったことなど）をも承継する

例) Aが占有開始時に悪意で6年間占有した後、Bは善意無過失で占有した場合、Aの6年の占有を承継した場合にはAが悪意であることも承継し、Bは14年間占有しなければ時効が成立しない。

